

《傍聴規則抜粋》

次の事項は傍聴券の裏に記載されているものです。

傍聴人はいかなる事由があっても、議場に入ることができない。

傍聴人は、傍聴席にあるときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

談論し、放歌、高笑し、その他騒ぎ立てないこと、

飲食又は喫煙をしないこと。

みだりに席を離れないこと。

前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得たものはこの限りではない。

傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。